

産業廃棄物の運搬車等に係る表示・書面備え付けに関する Q&A

この「Q&A」中、「法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」、「令」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）」、「規則」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）」です。

1 運搬車への表示の義務付けについて

(令第 6 条第 1 項第 1 号イ、規則第 7 条の 2 の 2 及び第 8 条の 5 の 3 等関係)

Q1 表示義務が課せられる「運搬車」とは、どのようなものですか。

A 表示義務(書面の備え付けの義務付けを含む。)が課される「運搬車」とは、主に道路において運行の用に供される自動車を指すものであり、鉄道車両や道路以外の場所のみにおいて用いられるもの(専ら構内の運搬の用に供されるもの等)は含まれません。

Q2 どのように表示すればよいのですか。

A 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の運搬車の車体の外側の両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示しなければなりません。

車体に見やすいように表示することとは車体に直接塗料等を用いて表示することやマグネットシート等による着脱式の標章(走行中に車体から容易に落ちないものに限る。)を用いて表示することなどです。

ただし、これらの表示がなされていても、シート等に隠れて実際に表示が見えないような場合には表示義務違反に該当することになります。

また、「両側面」については、運搬車の進行方向に対する車体の左右の面を指すものであって、左右の面に鮮明に表示することができれば特に表示の場所を問わず、左右で表示の位置が非対称であっても、また、運搬車本体でなく荷台や牽引される車両の両側面に表示することも差し支えありません。

Q3 産業廃棄物を運搬していないときも表示しておく必要がありますか。

A 産業廃棄物を収集運搬する際のみ車体に標章を貼り付けておくという取扱いでも差し支えありません。

Q4 表示する文字の大きさに制限はありますか。

A 「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」については日本産業規格 Z8305

に規定する 140 ポイント(約 5cm)以上の大きさの文字、それ以外の事項については日本産業規格 Z8305 に規定する 90 ポイント(約 3.2cm)以上の大きさの文字及び数字で表示しなければなりません。

Q5 表示する文字の色等に制限はありますか。

A 表示事項は、識別しやすい色で表示します。識別しやすい色とは、例えば車体に直接表示するには車体の色に応じた認識しやすい色や、標章においては黄色の地に黒色の文字などです。

ただし、赤色や橙色の反射材を用いて表示すると自動車の灯火等と誤認するおそれがあるので適当ではありません。

表示事項に係る文字や数字は、活字(印刷されたもの)を用いることとなりますが、活字と遜色ないと認められる場合には手書きでも差し支えありません。また、書体や文字の太さは特に問いません。ただし、通常人をして容易に読み取れないようなものは認められません。

Q6 「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」の表示とは、具体的にどのように表示すればよいのですか。

A 「産業廃棄物収集運搬車」といった例が想定されます。車体が小さいなど、表示場所の制約により「産廃運搬車」と記載することもやむを得ません。

また、既に「産業廃棄物処理業」等の表示がなされている場合は、これらの表示でもやむを得ませんが、文字の大きさについては、Q4 の基準以上でなければなりません。

いずれにしても、通常人をして一見して産業廃棄物を収集運搬している旨が読み取ることができないような表示は認められません。

Q7 「氏名又は名称」については、具体的にどのように表示すればよいのですか。

A 氏名又は名称については、原則として許可証に記載された氏名又は名称と同じものを表示します。

通常人をして当該運搬する者の許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できないような略称や、屋号単独による表示等は認められません。

Q8 運搬車に、すでに氏名若しくは名称又は許可番号等が大きさ等の要件を満たして表示されている場合でも、それらを新たに表示し直さなければならないのですか。

A 表示されていない事項のみ新たに表示すれば足ります。

Q9 特別管理産業廃棄物の運搬車の表示義務は、通常の産業廃棄物の場合と異なるのですか。

A 特別管理産業廃棄物の運搬車の表示については、通常の産業廃棄物の運搬車と同様です。
なお、特別管理産業廃棄物の運搬車であっても、特別管理産業廃棄物でなく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨を表示すれば足够了。

2 運搬車への書面備え付けの義務について

(規則第7条の2第3項、第7条の2の2第4項及び第8条の5の4等関係)

Q10 産業廃棄物収集運搬業者であって、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用している場合、運搬車にはどのような書面を備え付けなければならないのですか。

A 産業廃棄物収集運搬業者であって、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用している者においては、①当該収集運搬に係る許可証の写し、②産業廃棄物管理票の2つです。
なお、複数の運搬車で一枚の産業廃棄物管理票が交付されている場合には、いずれかの運搬車に産業廃棄物管理票を備え付けなくてはならず。

Q11 産業廃棄物収集運搬業者であって、電子マニフェストを使用している場合、運搬車にはどのような書面を備え付けなければならないのですか。

A 産業廃棄物収集運搬業者であって、電子マニフェストを使用している者においては
① 許可証の写し、②情報処理センターが発行する電子情報組織の使用を証する書面（加入証）、③次の1～4の事項を記載した書面の3つです。

1. 運搬する産業廃棄物の種類及び量
2. 運搬を委託した者の氏名又は名称
3. 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先
4. 運搬先の事業場の名称及び連絡先

ただし1から4までの記載事項については、書面による備え付けに限らず、ハードディスク、CD-ROM等に記録した電磁的記録の備え付けで代替することも可能ですが、パソコン等を用いてその場で直ちに当該内容を表示できることが必要です。

また、携帯電話等によって情報処理センターや収集又は運搬を行う者の本社等と常時連絡が可能であり、連絡によって1から4までの記載事項をただちに確認できる場合には、書面又は電磁的記録の備え付けは不要です。

ただし、山間部など連絡が困難な場所における収集運搬や深夜の収集運搬など、連絡ができない又は連絡しても連絡先が対応できないような場合には、書面又は電磁的記録を備え付けなければなりません。

Q12 許可証の写しについては、どの区域のものを備え付ける必要がありますか。また、許可証の写しは縮小したものでもかまいませんか。

A 許可証の写しについては、産業廃棄物の収集又は運搬に関する業務が実際に行われる区域の都道府県及び保健所設置市長の許可証の写しが必要になりますが、必ずしも原本と同じ大きさのものでなくとも差し支えありません。

Q13 自己運搬の事業者の場合、運搬車にはどのような書面を備え付けなければならないのですか。

A 自己運搬の事業者については、次の 1～4 を記載した書面です。なお、1～4 の記載事項を含むものであれば、伝票等の書面をもって代替することも可能であり、その場合、複数の書面によってこれらの記載事項を網羅するものであっても差し支えありません。

1. 氏名又は名称及び住所
2. 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
3. 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
4. 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

3 運搬船の取り扱いについて

(規則第 7 条の 2、第 8 条の 5 の 2 及び様式第 1 号等関係)

Q14 運搬船（産業廃棄物を収集又は運搬する船舶）についての表示義務等はどうなっていますか。

A ①自己運搬の事業者

- ・氏名又は名称
- ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する船舶である旨

②産業廃棄物収集運搬業者

- ・氏名又は名称
- ・許可番号
- ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する船舶である旨

③二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた業者

- ・氏名又は名称
- ・認定番号
- ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する船舶である旨

④再生利用認定制度に係る環境大臣の認定を受けた業者

- ・氏名又は名称
- ・認定番号

- ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する船舶である旨
- ⑤無害化処理に係る特例の認定を受けた業者
 - ・氏名又は名称
 - ・認定番号
 - ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する船舶である旨
- ⑥広域認定制度に係る環境大臣の認定を受けた業者
 - ・当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称
 - ・認定番号
 - ・当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨

なお、運搬船については、規則の様式第一号において表示の様式が定められていますので、当該様式に従って表示してください。

また、運搬船に係る書面備え付け義務については、運搬車への書面備え付け義務と同様の扱いです。

4 表示義務及び書面備え付け義務の例外について

(改正規則附則第3条関係)

Q15 表示義務及び書面備え付け義務の例外はありますか。

A 産業廃棄物を運搬する場合であっても、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づき、もっぱら特定家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)洗濯機)や廃自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書面の携帯は不要です。

また、会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は必要ありません。

5 その他

Q16 法第21条の3第3項の規定を満たす場合に自ら産業廃棄物を運搬する1次下請負人とは

A 以下の全ての条件を満たす場合に、運搬を行う1次下請負人のこと。

- ① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
 - ・解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事(維持修繕工事)であって、その請負代金(発注者からの元請負代金)の額が500万円以下である工事
 - ・引き渡しがされた建築物等の瑕疵の補修工事であって、適正な請負代金相当額が

500万円以下である工事

- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物の運搬であること。
- ③ 1回当たりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されること。
- ④ 廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬されること。
- ⑤ 運搬途中において保管が行われないこと。
- ⑥ 建設工事に係る書面による請負契約(元請業者と1次下請負人との契約)で、1次下請負人が運搬を行うことが定められていること。

Q17 表示義務や書面備え付け義務に違反した場合、どのようになりますか。

- A 表示義務や書面備え付け義務に違反した者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に定める産業廃棄物処理基準に違反する行為をしたものとして、事業の停止処分等の行政処分の対象となります。